

次世代電池・半導体技術開発拠点推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 県内に立地する科学技術基盤の活用により、次世代電池及び半導体(以下「次世代電池等」という。)の技術開発と拠点形成を促進し、地域創生に向けて本県のブランド力向上や電池・半導体関連産業の振興等を図るため、次世代電池・半導体技術開発拠点推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次世代電池等の技術開発促進に向けた科学技術基盤の活用に関すること。
- (2) 次世代電池等の技術開発促進に向けた関係機関の連携に関すること。
- (3) 電池・半導体関連産業の振興に関すること。
- (4) 次世代電池等に関する本県の強みを生かしたブランド力向上に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員で組織する。

(座長)

第4条 協議会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学学長特別補佐(先端科学技術・異分野融合研究推進担当)を、副座長は、公益財団法人新産業創造研究機構専務理事をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、協議内容に応じて、座長が委員を指名し、招集する。

- 2 協議会は、招集された委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 オンライン会議システム(映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。)を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

- 5 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 座長が認めるときに限り、会議の決定を持ち回りによることができる。

(機密の保持)

第6条 委員は、協議の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、別表2により、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び第5条第5項に定める者が協議会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を産業労働部新産業課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年10月11日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は令和5年3月31日限り、その効力を失う。